

動産補償システムの免責規定

■ 次の事項については、補償の適用が出来ませんのでご注意ください。

- 次に掲げる者の故意または重大な過失によって生じた損害
 - 被補償者（この補償システムの加入者及びその使用人）
 - 被補償者の法定代理人
 - 被補償者のための業務に従事中の者
- 台風、暴風雨、豪雨による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等の水災に起因する損害又はこれらに随伴して生じた損害
- 地震もしくは噴火（地震津波を含む）に起因する損害又はこれらに随伴して生じた損害
- 窃盗又は強盗のために生じた火災による損害（消防または非難に必要な処置として生じた損害を含みます）
- 被補償者および被補償者の親族・使用人・同居人ならびに補償の目的もしくはその収容場所の監守人が自らなしたまた加担した盗難による損害
- 詐欺または横領による損害
- 保険の目的の置き忘れ又は紛失に起因する損害
- 核燃料物質（使用済み燃料を含む）もしくは核燃料物質によって汚染されたもの（原子核分裂生成物を含む）の放射能、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因して生じた盗難による損害
- 前号に規定した以外の放射線照射、放射能汚染の際における盗難による損害
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似した事変または暴動または労働争議の際における盗難による損害
- 前号1に掲げられた者が法令により定めた運転資格を持たないで、または酒に酔ってもしくは麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、シンナー等の影響により正常な運転が出来ないおそれのある状態で被保険車輛を運転することによって生じた損害
- 正規の操作方法を故意に無視することにより生じた損害
- その他凍結などの日保証者の著しい過失により生じた損害
- 電氣的・機械的損害（エンジン及びモーターなどの焼付事故）

ご注意！

- 事故報告書にてご報告がない、又は提出が遅い場合は補償の対象外となる場合がございます。
- 損害額が補償額を超えた場合、長か金額はお客様のご負担とさせていただきます。